

平成27年5月

美里町教育委員会定例会会議録

平成27年5月教育委員会定例会議

日 時 平成27年5月27日（水曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎201会議室

出席委員（5名）

1番	委員	長	後藤	真琴	君
2番	委員長職務代行		成澤	明子	君
3番	委員		留守	広行	君
4番	委員		千葉	菜穂美	君
5番	教育	長	佐々木	賢治	君

欠席委員 なし

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長 渋谷 芳和 君

教育総務課課長補佐兼近代文学館長

末永 裕悦 君

教育総務課長補佐 寒河江 克哉 君

学校教育専門指導員 岩 淵 薫 君

傍聴者 なし

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第15号 平成27年度生徒指導に関する報告（4月分）

第 6 報告第 16 号 平成 27 年度学校教育力アップに関する報告（4 月分）

第 7 報告第 17 号 平成 26 年度学校教育ビジョンの点検評価について

第 8 報告第 18 号 指定校の変更について

・ 審議事項

第 9 議案第 15 号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について

第 10 議案第 16 号 美里町学校給食施設運営委員会委員の委嘱について

第 11 議案第 17 号 美里町社会教育委員の委嘱について

第 12 議案第 18 号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について

・ 協議事項

第 13 平成 27 年度第 3 回美里町議会定例会（補正予算等）について

第 14 学校給食費の公会計化について

第 15 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

第 16 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

・ その他

第 17 遠田郡中学校総合体育大会の出席者について

第 18 平成 27 年 6 月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第 15 号 平成 27 年度生徒指導に関する報告（4 月分）【秘密会】

第 6 報告第 16 号 平成 27 年度学校教育力アップに関する報告（4 月分）【秘密会】

第 7 報告第 17 号 平成 26 年度学校教育ビジョンの点検評価について【秘密会】

第 8 報告第 18 号 指定校の変更について【秘密会】

・ 審議事項

第 9 議案第 15 号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について

第 10 議案第 16 号 美里町学校給食施設運営委員会委員の委嘱について

第11 議案第17号 美里町社会教育委員の委嘱について

第12 議案第18号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について

・ 協議事項

第13 平成27年度第3回美里町議会定例会（補正予算等）について

第14 学校給食費の公会計化について

第15 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

第16 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

・ その他

第17 遠田郡中学校総合体育大会の出席者について

第18 平成27年6月教育委員会定例会の開催日について

午後1時30分 開会

○委員長（後藤眞琴君） それでは、ただいまから平成27年5月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として渋谷教育次長兼教育総務課長、末永教育総務課長補佐兼近代文学館長、寒河江教育総務課長補佐、そして岩淵学校教育専門指導員が出席しております。

それでは、本日の議事を進めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名

○委員長（後藤眞琴君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長から指名いたします。3番留守委員、4番千葉委員をお願いいたします。

日程第2 会議録の承認

○委員長（後藤眞琴君） 日程第2、会議録の承認についてを行います。会議録については、4月定例会分が事前に配付されており、各委員にはお目通しをいただいておりますが、事務局に修正等の連絡はありましたでしょうか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。それでは各委員様方からの修正等の連絡ということでございますので、その報告をさせていただきながら、ご承認をいただきたいと思っております。

まず、ページ数で申し上げます。6ページでございます。6ページの上から6行目でございます。これは私が発言しているところでございますが、「以上、4点の委員の皆様から」となっていますが、この「の」を移行しまして句読点を入れて、「以上の4点、委員皆様からの指摘がございました」ということで、「の」の字を削除させていただきたいと思っております。

続きまして、8ページ目でございます。これは教育長の報告です。上から16行目になります。15行目、「4月1日、教育委員の皆様にお集まりいただき辞令交付式」云々とありますが、その下段に「委員長さん挨拶をいただいて」とありますが、これは意味上、「委員長さんに」と、「に」という助詞が入るということで修正をお願いしたいと思っております。

続きまして、9ページでございます。上から3行目、これも教育長の報告の部分でございますが、「出迎えセレモニーを文化会館の前で一行をお迎えしましたが」となっておりますが、これは内容上、「出迎えセレモニーを文化会館の前で行い」と、「行い」という字を追加していた

だきまして、「一行をお迎えしました」というふうに訂正させていただきたいと思います。

今お話しした分は、発言はそのようになっておりましたが、意味が通じやすいようにということでの追加したものです。

次は、少し飛びまして21ページ目でございます。21ページ目の委員長の発言でございます。21ページ10行目。「学級の面積が少ない」となっておりますが、これは教室のことを言っているものでございます。下の段でも「教室の面積」と言っておりますので、上の「学級」を「教室」に修正させていただきたいと考えております。

以上が、各委員様方から指摘があった点、または事務局のほうで読み直して修正すべきと考えてございますので、その分を報告させていただきました、以上でございます。

○委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。ただいま会議録の修正などについて説明がありました。それを含めて承認してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤眞琴君） それでは前回の会議録は承認されました。

報告事項 日程第3 行事予定等の報告

○委員長（後藤眞琴君） 次に、報告事項に入ります。

なお、日程第5、報告第15号から日程第8、報告第18号までは個人情報を含む報告事項になりますので、秘密会扱いにすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤眞琴君） それでは、異議なしと認めます。よって、報告第15号から報告第18号までは秘密会といたします。秘密会の間は傍聴者の皆様の退出をお願いいたします。

それでは、議事を進めます。日程第3、行事予定等の報告を事務局よりお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、既にお配りしております美里町教育委員会行事予定表平成27年6月分を、資料に沿って説明させていただきたいと思います。大きな点のみ説明させていただきますので、御了解いただきたいと思います。

〔以下、資料に添った説明につき詳細省略〕

- ・ 6月1日 宮城県社会教育委員会議（教育長出席予定）
- ・ 6月2日 町内園長会
- ・ 6月5日 第2回大崎地区教育長連絡会

学び支援コーディネーター事業第1回連絡協議会（仙台市）

- ・ 6月6日 遠田郡中学校総合体育大会
- ・ 6月8日 小牛田小学校指導主事訪問
第1回美里町社会教育委員会議
- ・ 6月10日 町内校長会、臨時課長会議（議会一般質問答弁調整）
- ・ 6月11日 南郷小学校指導主事訪問
北浦小学校関根神楽教室開校式
- ・ 6月13、14日 青少年事業「ジュニアリーダー初級研修会」（6名参加予定）
生き生き田園フェスティバル
- ・ 6月16～18日 美里町議会6月定例会（委員長、教育長、課長出席）
- ・ 6月19日 中塚小学校指導主事訪問
- ・ 6月23日 青生小学校指導主事訪問
- ・ 6月25日 こごた幼稚園指導主事訪問
- ・ 6月27日 学校給食費公会計化住民説明会（午前：南郷地域、午後：小牛田地域）
- ・ 6月28日 美里町PTA連合会親善バレーボール大会

○委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。ただいまの説明に質問ありませんでしょうか。

僕からちょっとお願いですけれども、16日から18日まで町の議会定例会が開かれることになっています。それにつきまして、議員さんたちからどのような教育委員会関係の質問が出るのか今のところわかっておりませんので、よほどのことがない限りは、臨時会は日程的には無理なので、前と同じように、この件に関しては教育長さん、それから教育次長さん、あと私、教育委員長に、質問に議会で答えることに関してご一任いただければありがたいと思いますけれども、ここで了解を得ていただければありがたいのですけれども。何かそれについてありますか。

（「よろしくをお願いします」の声あり）

では、そういうふうにします。

それで、何かありましたら、重大なことがありましたら、どういう形でも、臨時会なり開いて、検討いただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

ほかに何かございますか。では、ないようですので行事予定等の報告は終わります。

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、プリントに沿って報告申し上げます。

まず、1番目ですが、5月校長会定例会での主な指示事項ということで、抜粋で裏面に載せました。ごらんいただきたいと思います。

5月7日に実施されております。初めにということで、そこに2点ほど書いてありますが、順調にそれぞれスタートしたことに感謝していますということをお話ししました。

それから、そこには書いてありませんが、これは報告にもなりますけれども、連休中、4月末から5月6日までゴールデンウィークがございましたが、連休中の事故について校長会で話ししています。子どもの事件・事故は1件もございませんでした。報告ないしその後連休後1カ月近くなりますが、その後事故があったという報告もございません。

ただ、物損関係が1件ございました。不動堂中学校のプール側に部室がありますが、一番南側、ソフトボールの練習場のほうですけれども、一番南側にサッカー部の部室があるのですが、その入り口のガラスが壊されたと。投石によるものかなと思います。部室の中は、いたずらされていないと。ガラスの破損だけです。

それから、気づくのがちょっと遅かったのですが、校舎裏のほうに消火器が置いてありますけれども、その消火器のいたずらもあったようです。これが連休中でした。それで、すぐ遠田署に被害届を出しまして手続をとっております。なお、警備会社のほうにもこういうことがあったので重点的に回ってほしい、気をつけていただきたいというお願いはしてあります。

それから、最近ですが、やはり同じ不動堂中学校の校門を上がっていきますと右側に木造の倉庫があるのですが、その中に農機具の鍬とか、そういったものが入っていますけれども、いたずらはありませんでしたが、その鍵が壊されたと。

そういったことが不動堂中で、物損事故的なことが起きております。これも警察のほうに届け出まして、いたずらなのかなとちょっと心配されていますが、そういったことがありました。

教育委員会に報告申し上げたいと思います。

それから、校長会で特にお話ししたことは、県教委からの連絡事項ということで、これは美里町の課題でもありますけれども、北部教育事務所内での共通課題ということで学力向上関係、それから不登校児童生徒の解消と、これは県教委の課題にもなるのですね。そういったことがありますので、美里町としても取り組んでいきたいと思います。

それから、教職員事故防止は毎回お話ししているところです。

4番目の管理運営等について、特にお話ししたのは児童生徒の事故防止。これは万全を期し

て未然に防止するように心がけておきましょうと。あるいは、日ごろの子どもの観察等々、よろしくお願ひしたいと。万が一事故等が発生した場合は、速やかに事故報告をするようにと。

それから2番目、そろそろプールに水が入る時期です。プールの排水口の確認とか、それから遊具の点検等々を指示しました。

あと3番目、町の定例課長会議があるわけですが、その内容等についてはメールでその都度送信しておりますので、必ず見てくださいと。

それから4番目、携帯電話、スマートフォンも含めて、これについての調査です。2年に1回、校長会にお願いしてあります。各学校では毎年とっているようではありますが、美里町教育委員会としては、美里町の全体の所持率とかそういったことを知るために、27年度は調査の年になりますので、携帯電話の所持率等々、あるいはインターネット等の調査をお願ひしたいということをお話ししてあります。ちなみに2年前の所持率ですが、小学生が21%だったですかね、2割強。それから、中学生が50%から60%だったと思います。多分、それより下回るということはないと思います。増えているとは思いますが。

それから、大きな5番のその他で子ども議会の実施について。これは昨年度から計画、その準備を校長会が中心になってやっていただいております。27年度は2学期になろうかと思いますが、議会議員さんのほうからのお願いもありまして、一応そういった計画でいます。

それから、2番目ですが、これは前回の教育委員会でお話ししました学校教育環境整備方針の児童生徒を対象としたアンケート調査、これについて校長会で相談をしました。それで、対象学年、それから内容です。こちらから指示した後に、校長先生方だけの話し合いがありましたが、その中で小学校5年生以上のほうがいいのではないかと校長会の考え方です。また、具体的な内容はと、できるだけ早目にお願ひはしたいのですが、いま校長先生方に考えていただいているところです。

それから、教育長報告の2番の主な行事、会議などですが、主だったものを報告させていただきます。

4月27日、市町村教育長それから総務課長会議が、ホテル白萩で開催されました。私と渋谷課長が出席しております。これは県教委各課から、今年度の取り組みについての報告、連絡でございました。

それから、翌日28日、町内管理職歓送迎会には全委員さんに出席いただいております。ありがとうございました。

30日木曜日ですが、町村教育長会定期総会研修会、富谷町役場で開催されました。そのとき、

教育長会ですから私が行きましたが、美里町の教育委員会から話題提供をお願いしたいということで、15分から20分ぐらいでしたが、本町の学力向上を目指した取り組みについて紹介させていただいております。

それから、7日ですが、3つ入っておりますが、一番下の町内特別支援教育推進協議会が小牛田小学校で開催されております。これは特別支援教育に携わっている教職員が一堂に会していろいろ協議をする会ではありますが、そのメンバーの中に各校に1名必ず校務分掌上置くように、これは大分前からの決まりなのですけれども、特別支援教育コーディネーターという校務分掌がございます。それで、今年度は各校の特別支援教育コーディネーターの方々、いま9名ですが、各校の特別支援教育についての情報交換、研修会も含めて、それをやっていきましょうということで今年度立ち上げました。

校長会にお願いをしまして、いろいろと今、特別支援教育についていろいろ面、角度からしっかりやっていこうという動きが大分ありまして、美里町としましても、もっともっと前からやらなくてはいけないことなのですが、今年度から立ち上げております。

それから、12日、教育委員の自主的な研修会をこの南郷庁舎でやりました。内容は総合教育会議についてです。2日後の14日、総合教育会議を開催しております。

それから、14日、县市町村教育委員会協議会定期総会が塩竈市で行われました。私と委員長が出席しております。

それから、20日ですが、これは年に1回、大崎北部教育事務所の所長、次長、それから人事関係の教育学事班長ですか、あと事務方の担当者が11時半に美里教育委員会訪問ということで南郷庁舎においでいただいております。なお、その日は町内の小中学校9校全部、所長さん方が訪問しております。

23日、町内小学校の運動会。大変晴天に恵まれて、むしろ熱中症がちょっと心配なのかなと思うくらい高温でしたが、事故もなく盛況のようでした。私も2校ほど回らせていただいております。

今後の主な予定をそこに3つ載せましたが、先ほど寒河江補佐から説明があったとおりであります。

なお、6月の土日、町のほうで住民懇談会を予定しております。日中、それから夜の部、9会場ですか。6月9日の平日も含めまして9会場で、住民懇談会を実施されます。教育委員会からは教育長が出席と。内容は、28年度から総合計画を新たにつくりましてスタートする年なのですが、それに向けて企画財政課のほうで住民の皆様説明をするといった主な内容です。

以上でございます。

○委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。ただいまの説明に質問などありませんでしょうか。

それでは、僕のほうから。環境整備方針の学校再編ビジョンについての児童生徒を対象としたアンケート調査を校長会でお願いをしたということですが、そういうアンケートをする必要はないとかいう意見などは校長会で出たのでしょうか。

○教育長（佐々木賢治君） 趣旨をこちらで説明しましたので、内容はかなり難しいのですが、一応子どもたちの考え方ですね。やはり教育委員会でそういう問題はぜひやってみましょうと。

別に意見は出ませんでした。ただやはり、聞き方が難しいですね。やっぱり子どもたちの実態に応じた内容でお願いしたいということをお話ししました。

あと、これでどうでしょうかということを経理からお話が出た場合、すぐに教育委員会でお示ししたいと思います。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。ほかに何かございましょうか。

ないようですので、教育長の報告を終わります。

それでは、これからは先ほど承認いただいた秘密会となりますので、もしも傍聴の方が入室した際は、事務局から退席の案内をさせていただきますようお願いいたします。

日程第5 報告第15号 平成27年度生徒指導に関する報告（4月分）【秘密会】

日程第6 報告第16号 平成27年度学校教育力アップに関する報告（4月分）【秘密会】

日程第7 報告第17号 平成26年度学校教育ビジョンの点検評価について【秘密会】

日程第8 報告第18号 指定校の変更について【秘密会】

○委員長（後藤眞琴君） それでは、報告事項の秘密会を始めます。

〔以下、秘密会につき会議録の調整なし〕

・秘密会 午後 2時 開始

午後 2時50分 終了

○委員長（後藤眞琴君） これで報告事項を終了します。ここで暫時休憩とします。休憩時間は10分程度とし、再開は午後3時とします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時 5分 再開

審議事項 日程第9 議案第15号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について

○委員長（後藤眞琴君） 日程第9、議案第15号美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命についての提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。それでは、議案第15号美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

議案の下の部分に理由として書いてありますが、平成26年度に任命した委員が、27年度の人事異動等によりまして転出されたものでございますので、新たな委員を任命するものでございます。

なお、今回任命をお願いしている委員の任期は、前任者の残任期間となっておりますので平成28年9月30日となっております。

今回新たに任命する委員の方々につきましては、議案書に書いてあるとおりでございますので、一人一人のお名前の読み上げは省略させていただきます。

以上が審議会委員の任命についての提案理由でございます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

ただいまの説明に質問などありませんでしょうか。

ないようですので、それでは本議案は人事案件につき討論は行いません。

それでは、採決に入りたいと思います。議案第15号美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（委員の挙手）

○委員長（後藤眞琴君） 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。ありがとうございます。

審議事項 日程第10 議案第16号 美里町学校給食施設運営委員会委員の委嘱について

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第10、議案第16号美里町学校給食施設運営委員会委員の委嘱について、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、議案第16号美里町学校給食施設運営委員会委員の委嘱について提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、先ほどの議案同様、平成26年度に委嘱した委員が平成27年度の人事異動等により転出したために、新たな委員を委嘱するものでございます。

なお、新たに委嘱する委員の任期は前任者の残任期間でありまして、平成28年3月31日までです。

委員のお名前につきましては省略させていただきますが、校長先生2名、あとは美里町教育委員会事務局の学校教育専門指導員の計3名でございます。

以上がこの議案の提案理由でございます。

○委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。

ただいまの説明に質問などございましょうか。本議案は人事案件につき討論は行いません。

採決に入ります。議案第16号美里町学校給食施設運営委員会委員の委嘱について、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（委員の挙手）

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。挙手全員でありますので、本議案は承認されました。

審議事項 日程第11 議案第17号 美里町社会教育委員の委嘱について

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第11、議案第17号美里町社会教育委員の委嘱について、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、議案第17号美里町社会教育委員の委嘱について提案理由を申し上げます。

これにつきましても、先ほど同様、26年度に委嘱した委員が、平成27年度の役員改選や人事異動等によりまして退任されたため、新たな委員を委嘱するものでございます。

なお、今回委嘱する委員の任期につきましては、前任者の残任期間といたしまして、平成28年8月25日までとなります。

なお、今回委嘱する委員につきましては、PTA関係の委員が1名、あとは学校の校長先生が1名、計2名でございます。以上が提案理由でございます。

○委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。

ただいまの説明に質問などございましょうか。

なければ、本議案は人事案件につき討論は行いません。

それでは、採決に入ります。議案第17号美里町社会教育委員の委嘱について、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（委員の挙手）

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。挙手全員でありますので、本議案は承認されました。ありがとうございました。

審議事項 日程第12 議案第18号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第12、議案第18号美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、議案第18号美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について提案理由を申し上げます。

この理由についても同じでございます。平成26年度に委嘱した委員が平成27年3月31日付にて定年退職いたしました。そのため新たな委員を委嘱するものでございます。

なお、新たな委員の任期につきましては、前任者の残任期間でございますので、平成28年3月31日までとなります。

なお、新しく委嘱する委員につきましては、北浦小学校の山内成校長でございます。

以上がこの議案の提案理由でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

ただいまの説明に質問などございましょうか。

なければ、本議案は人事案件につき討論は行いません。

それでは、採決に入ります。議案第18号美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（委員の挙手）

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。挙手全員でありますので、本議案は承認されました。ありがとうございます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

○委員長（後藤眞琴君） 以上で、審議事項を終了します。

協議事項 日程第13 平成27年度第3回美里町議会定例会（補正予算等）について

○委員長（後藤眞琴君） 次に協議事項に入ります。

日程第13、平成27年度第3回美里町議会定例会（補正予算等）について、事務局より内容の説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。それでは、本日お配りの

資料でございます。協議事項1、平成27年度第3回美里町議会定例会（補正予算等）という資料ですが、お手元でございますでしょうか。

では、そちらの資料によりまして説明させていただきたいと思います。

まず、先ほどの行事予定でも申し上げましたが、来月16日から町の議会、6月定例会が行われます。その議会に提案させていただく教育委員会関係の議案等の説明を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、1つ目です。行政報告でございます。これにつきましては、平成27年度の教育委員会教育総務課の大きな事業の一つでございます学校の安全・安心を図るための施策に係りますが、体育館の天井を地震災害などが発生した際、落下するのを防ぐために撤去する工事を予算措置しておりました。その工事を行うべく、4月から5月にかけて一般競争入札を公告させていただいておったところでございます。その工事請負の契約をするための手続が昨日、落札決定まで至りました。それを受けまして、工事請負金額が3,000万円以上の工事につきましては、直近の議会において行政報告をすることが義務づけられておりますので、それを行うものでございます。

一つが「小牛田小学校の体育館天井撤去工事」。2つ目が、「中塚小学校体育館の天井撤去工事」。もう一つが、「南郷小学校の体育館天井撤去工事」の3つでございます。

きのうの落札決定におきまして、小牛田小学校と中塚小学校につきましては、小牛田地域に本社があります新日本商事様が落札候補者になったということでございます。また、南郷小学校体育館天井撤去工事につきましては、涌谷に本社がございます菊森建設工業様が落札候補者になったということでございます。これにつきましては、議会での承認は必要ございませんが、行政報告のかたちで町長より報告いたします。

なお、行政報告に関するいろいろな手続につきましては、予算は教育総務課で管理しますが、工事の執行、監理関係につきましては建設課に依頼しております。ですので、建設課のほうでこの行政報告等は作成する予定でございます。

続きまして、2つ目でございます。議案となっております。これについては、工事請負金額の締結に係る契約議決でございまして、工事請負金額5,000万円以上の工事につきましては、契約議決、つまり議会での承認が必要だということが地方自治法の中でもうたわれており、町の条例でも明記されております。

それを受けまして、平成27年度南郷中学校体育館天井撤去工事、これにつきましては予定価格が5,000万円を超えるものでございましたので、議案として提案させていただきたいと思って

おります。

なお、これにつきましても、先ほどと同じように、予算は教育費ですが、執行監理につきましては町の建設課のほうに依頼しております。ですので、この議案も建設課から提案されるということになります。

なお、南郷中学校の体育館天井撤去工事につきまして、これも同じく昨日落札決定いたしまして、これは小牛田地域に本社があります石堂建設様が落札候補者に決定しているということでございます。

なお、行政報告で申し上げました3件につきましては、今週中に契約まで進みますが、この議案となります南郷中学校については仮契約となります。仮契約の締結をした上で、6月18日以降の議会におきまして議案として審議していただき、議会の議決をもって正式契約になります。

次、3番目でございます。6月定例議会のほうに補正予算を要求している項目でございます。歳入と歳出がございますのでおのおの説明させていただきますが、これについては昨日、企画財政課のほうと予算査定をさせていただいております。ですので、このプリントをつくった後に査定がありましたので、若干修正などがございますので、それも含めて説明させていただきます。まず、歳入でございます。

県の支出金ということで書いておりますが、まず小学校・中学校の東日本大震災で被災した児童及び生徒に対する支援事業の補助金でございます。これについては、昨年度までも行っておりました。昨年度までは県の支出金、県の補助金扱いとしておりましたが、昨年10月ぐらいだったでしょうか、県のほうから、平成27年度からは国の直接補助になりますという情報をいただいておりますので、県の補助から国の補助金にかえて当初予算を計上させていただいたわけでございます。

ところが、今年度になってからですけれども、宮城県のほうから、国の補助ではなく今までと同様に県補助になりますというような電話連絡をいただいております。その電話連絡をいただいた後、5月に改めて宮城県より、これまでどおり県補助金として実施する通知が正式にございましたので、この6月定例議会におきまして国の補助金から県の補助金に組み替えさせていただくというものでございます。ですので、金額については変わりございません。国の補助から県の補助に予算の組み替えをさせていただくというものでございます。

次に、14県支出金、3県委託金とございますが、これは宮城防災教育推進協力校事業委託金という県からの委託事業でございます。25万円の新規事業でございます。これについては、米

印以下書いてありますが、宮城県で発行しております宮城防災教育副読本を活用した防災教育モデルを宮城県では推進しております。この事業が26年度から4年間行われるわけですが、当町においては不動堂小学校に防災主幹教諭が配置されております。それを受けまして、宮城県のほうから27年度、28年度の2カ年、この協力校に委託を受けましたので、その部分を補正予算で計上しているところでございます。

なお、これについては昨年の当初予算を組む段階ではこういったお話がなかったものでしたので、6月の議会に補正予算として計上しているものでございます。

続いて、2ページ目、歳出でございます。

まず、1つ目でございますが、事務局費にスクールバス事業というのがございます。そのスクールバス事業のほうで、スクールバス運転手の制服を貸与したいということで要求をさせていただいております。これにつきましては、スクールバスの運転手さん方の服装が乱れているというわけではないのですけれども、統一した制服がなかったもので、まず運転手さんかどうかちょっと見分けができないと。何かやはり、町のスクールバスを運転するにおいては、美里町の職員さんだということがわかるようにするためにブレザーなどを貸与したらよろしいのではないかというようなことを受けまして、提出したものでございます。

なお、これにつきましては、町で研修バスといいまして、住民の方々が自分たちの学習意欲を高めるために研修に行く際に町のバスを使っております。そのバスを運転している方々にもというようなお話がありましたので、その研修バスの運転手さんの制服もあわせて要求しているところでございます。これは教育予算ではなく町の予算でございますが、そういった関連もございまして、これは今後開かれます町の庁議の中で最終決定するというのが昨日の査定の中で言われております。

次に、小学校の管理費でございます。これについては、144万3,000円ほど、割合に大きい金額でございますが追加をお願いしております。この中身につきましては、今年度小学校に配置しております児童用パソコンと、あとは先生方の教育用パソコンの更新を予定しております。

これは当初予算でもう既に計上してあるものでございますが、その中で今現在持っておりますパソコンを処分する際に係る経費が、新たに賃借、リースする料金の中に含まれないということが当初予算要求後にわかりました。というのは、事務局での予算要求の際でのチェック漏れもあったのですが、町のほうでパソコンを更新する場合には、原則、購入ではなく賃借、つまりリース契約で行っております。リースの場合ですと、パソコンを撤去、お返しする際にはそれにかかる費用を全てリース元である事業者が負担するというのが仕様の大原則なのですが、

今回更新します小学校のパソコンについては、6年前に国の補助金を受けまして一括して購入しておりました。つまり、町の備品でございました。町の備品でございますので、それを処分する際には費用が発生するものでございました。その部分を、予算要求しておりませんでしたので、今回この6月補正予算でそれに係る費用を要求しているところでございます。きのうの査定の時点では、要求漏れであったところが気になりますけれども、この予算がないと、更新はできても、今まであったパソコンを教室の片隅に置いたままという形になって、それは学校の教育運営上好ましくないですので、この予算を要求した次第です。

次に、2ページ目の下にありますけれども、宮城防災教育推進協力校の事業費でございます。先ほど、歳入で25万円の委託金を受けますが、今度はその25万円の支出、お金を出す明細を予算要求したものです。内容的には研修会の講師謝礼、あとは先進地視察などをする際の旅費、あとは研修会をする際のコピー用紙、その他の消耗品関係でございます。また連携する地域の防災組織などとの通信連絡するための切手代などで、25万円の事務執行内訳を予算措置しているところでございます。

次、3ページの部分でございます。中学校の施設管理総務費で委託料65,000円を要求しておりましたが、これについては査定の中で取り下げをさせていただいておりますので、説明を省略します。

続きまして、幼稚園費でございます。381万3,000円の追加を要求させていただいております。内容につきましては、人件費でございます。社会保険料等の共済費が45万5,000円ほど。9節の賃金、これは人件費で、335万8,000円でございます。

なお、この賃金については、財政係との協議の中で、今年度から臨時職員ではなく非常勤職員というような項目で1節報酬にも予算を置いておりますので、その部分を含めて昨日協議しております。若干の修正がございますが、総額は変わらない予定でございますので、これで説明させていただきます。

まず、その内訳でございますが、産休に入る正職員がこごた幼稚園、ふどうどう幼稚園に各1名ずついらっしゃいます。その産休に入る方はクラス担任をしておりますので、そのクラス担任の代替となる有資格者2名を新たに採用する必要がありますので、その分の予算を計上させていただいてあるのが1点でございます。なお、この産休に入る方につきましては、もう既に産休終了後、育児休暇に入りたいという申し出がございますので、産休育児休暇となると見込まれます。

もう1つの項目でございますが、こごた幼稚園の3歳児に特別支援を要する児童が入園しま

した。これについては、当初の段階ではそういった事実がわからなかったのですが、いざ幼稚園に入園してみると、その子どもさんには、つきっきりの補助をする職員が必要だということが確認されております。その部分の人件費、3歳児教員補助員分として1名を要求しております。この3歳児補助の部分につきまして、先ほど冒頭で申し上げましたが、3歳児補助ではなく特別支援というような形で置いたほうがよろしいのではないかというようなことをきのうの査定の中で受けまして、それを今現在も協議しているところでございます。ただ、これに係る予算の金額については、お認めいただけるという認識で事務局はいるところであります。

あと、最後になります。学校給食費、南郷学校給食センター事業の75,000円の追加でございます。これについては、これも事務局の手落ちで申しわけございませんでしたが、今年度から臨時職員というものを非常勤職員に呼称を変えさせていただいておりました。昨年までの臨時職員の方々を非常勤職員にしたのですが、その際に非常勤職員になりますと年度当初から年休、つまり年次有給休暇が発生するということがあります。ですので、その正職員及び臨時職員の方々が年休で休む際には、その代替として臨時職員を配置しなければなりません。その臨時職員部分の賃金の計上が漏れておりましたので、それを要求したところでございます。

ただ、これにつきましても、この金額を要求しておったのですが、例えば9月とかで予算が不足した時点での要求も考えられるのではないかといった協議をする中で、不動堂中学校に配置した非常勤の給食調理員さんが4月から休んでおります。というのは、今までも調理業務に当たったことのない方であったのですけれども、その職業に自分の職能が合わないということで、辞めさせていただきたいという申し出がありましたので、その方の勤務を穴埋めすべく臨時職員さんにその代替をしていただいております。その臨時職員さんというのは当然、先ほどもお話ししましたが、正職員とか非常勤職員さんが休まれた際の代替ということで入るのですが、その代替部分がもう既に年間の半分ぐらいの金額を使っている状態でございます。ですので、そちらの部分の穴埋めするほうが緊急を要するのではないかということでしたので、今回給食センターに臨時賃金を置くのではなく、中学校給食費の臨時賃金を置かせていただきたいということで、組み替えさせていただきました。この私の資料をつくったのが今週だったので、昨日の査定の結果に間に合いませんでしたので、そのように訂正させていただきたいということで御了解いただきたいと思います。

説明が雑ぱくになってしまいましたけれども、基本的にはこの予算要求については教育委員会のほうで承認いただくということではなく、本来であれば町長からこのような予算編成をし

ましたが、教育委員会では意見がありませんかと意見を求められるのが本来の姿であります。ただ、6月定例会前の定例教育委員会は本日でございましたので、今事務局が要求している項目を委員の皆様方に説明し、なおその説明に対し異議がなければ、町長から意見について求められた際にも異議がないということで進めさせていただきたいと考えているところでございます。これについては、委員長にも事前にお話しして、そのほうが民主的な運営の仕方ではないかということをおっしゃっておりますので、きょうこの場で6月補正予算関係の説明をさせていただいているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

ただいまの説明に質問などございましょうか、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 図書館の管理システム、ソフトの移行業務委託料というのが、小学校は予算計上されて、中学校は少し待つと。そういうことでよろしいのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） そのようなことになってしまいます。申しわけございません。

○委員長（後藤眞琴君） あと、ほかに何かございますか。

なければ、補正予算案の意見というものが特に教育委員会ではないということで、よろしくお願ひします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

協議事項 日程第14 学校給食費の公会計化について

○委員長（後藤眞琴君） 日程第14、学校給食費の公会計化について、事務局より内容の説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長、資料を配付させていただきます。当日の配付で大変恐縮でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、学校給食費の公会計化について、私のほうから説明させていただきます。

今回の内容につきましては、美里町学校給食費条例（案）へのパブリックコメントをこれから実施してまいりますので、パブリックコメントの実施と、それから先月の教育委員会で承認をいただきました学校給食費の公会計化の説明会を実施いたしますので、この2点について協議をいただきたいと思ひます。

今、お渡ししましたのは参考様式3と言うもので、これはホームページの掲載依頼を担当課は秘書室になりますけれども、秘書室に提出するものです。

まず、前文で美里町の学校給食費の背景ということで、南郷地域は公会計、それから小牛田地域は私会計で、2つの方法で実施しているというふうに提示されております。また、学校給食を運営するに当たり、給食費の取り扱いをより明確にし、給食費会計の透明性を高めるために、この条例制定の目的、それから町の考え方を記載しております。

次に、意見の募集期間ですけれども、6月19日金曜日から7月21日火曜日まで33日間といたしております。本町のパブリックコメント条例では30日以上の間を設けてということになっておりますので、33日間実施いたします。

次に、関係資料の公表場所は、本町のホームページ、それから役場本庁舎、南郷庁舎、それから各コミュニティセンター、駅東地域交流センター、農村環境改善センターで公表いたします。

それから、意見等の提出方法と記載内容という形で、記載のとおり郵便、ファクシミリ、電子メール、持参ということで提出をお願いする予定です。

次のページをお開きいただきたいと思います。

今回のパブリックコメントをいただくために、ホームページ、それから各コミュニティセンターに設置する予定の資料になります。パブリックコメント条例の中に、条例等を公表するときにはあわせて資料を公表するものと規定されています。資料の中身ですが、趣旨、目的及び背景、そして実施機関の考え方及び論点、必要な関連資料というのは公表する形になります。

文章化した形で趣旨、目的、それから背景、論点についてまとめております。これまで教育委員会の中でいろいろ協議、審議いただいた内容ですので、特に説明はいたしません、そのような形で掲載する予定です。

それから、別紙という形で、当然今回の条例設定の論点となる公会計化のメリット、デメリットという形でまとめております。これについても、これまで教育委員会で協議している内容ですので、特に説明は省かせていただきます。

その次のページ、制度説明の資料という形で作成いたしました。これにつきましては、6月27日に開催いたします学校給食の公会計化の説明会の際に、この資料に基づいて説明をしていきたいと事務局としては考えております。これまで教育委員会の中で話し合われた内容について、文章化したものです。

その次のページに、公会計化のイメージ、私会計と公会計という形で示しております。これまでの私会計であれば、学校によって口座振替、それから袋集金、PTAの地区集金という形で学校長が給食費を管理していたという形で、公会計化すれば当然町の会計口座に給食費を納

入していただくという形になりますが、その手段として、これまでは学校の指定する金融機関で、限られた金融機関になっているようなのですが、これからは町指定の金融機関という形で、J Aみどりの、それから七十七銀行などの主銀行にも当然口座振替という形で利用できますし、また納付書によってコンビニでの納入も可能になるのかなというふうに考えております。

最後に、学校給食費公会計化のスケジュールという形でまとめております。それで、6月についてはパブリックコメントの実施と住民説明会の開催という形で、7月についてはパブリックコメントが7月21日までになりますので、7月末の教育委員会の開催であれば、当然パブリックコメントを受けての条例案を審議していただくのかなというふうに考えております。

ただ、条例につきましては提案権というのは町長にあります。あくまで教育委員会については意見を聴取するということになります。その辺で7月に審議をいただければというふうに考えております。9月定例議会で条例案、補正予算を提出するというふうに考えております。

それから、条例の内容につきましては、これは事前に配付しておりますが、一つは美里町学校給食費条例、それから同じく条例施行規則で、これは事前に配布いたしております。

第1条については、趣旨というものです。

それから、第2条は学校給食の実施ということで、美里町学校の設置に関する条例に規定するという形で小学校、中学校、それから昨年12月8日の教育委員会臨時会で説明した幼稚園の園児に対する給食の提供条項が欠落しておりましたので、園児等に給食を提供する実施根拠がなかったということで、規則を見てもらうとわかるのですが、この幼稚園というのはなんごう幼稚園に在籍する園児ということになります。それから、これらの機関に属する職員に学校給食を実施するということになります。

それから、第3条関係は給食費の徴収ということで、これは児童生徒または幼児の保護者等から給食費を徴収するという方になります。

それから、2項につきましては保護者及び職員が負担する経費ということで、これは学校給食法に定めておりますけれども食材料です。ですから、人件費、施設修繕の分を除いたあくまで食材費を負担するという形で定めております。

それから、3項については、児童生徒、それから幼児、それから学校等の職員以外に給食を提供した場合については、規則で定める額の給食費を徴収するという形で、規則にはそれぞれ1食当たりの単価を記載しております。

それから、4項については、これは給食費の額という形で別表に掲げておまして、限度額という形で定めております。物価上昇を見込んで提供する食数でもこの限度額については超え

ないという形で、限度額という形で設定をしております。

第4条は給食費の納付で、規則でこれらうたっております。納付については、詳しくは規則のほうに定めておきますので、その中でお話ししたいと思います。

第5条は給食費の減免という形で、給食費を減額または免除することができるという形で、それぞれ1号、2号という形で定めております。

それから、第7条とありますが、これは第6条を削除しております。これは債権管理条例が美里町で制定されたということで、その中でその条項は必要ないという形でカットしまして、それで条ずれとなりますので、済みませんがこれは第6条の誤りになります。委任という形で、この条例に定めるほか、この条例の施行に関する必要な事項は規則で定めるという形になっております。

それから、附則で施行期日という形で、来年の4月1日から施行するという形で定めております。

次に、施行規則につきましては、この条例に基づく必要な事項を定めるという形で、第1条については趣旨、それから第2条につきましては、先ほど条例の第2条で幼稚園という表現をしておりましたけれども、条例の2条に定める幼稚園については美里町立なんごう幼稚園とするという形で定めております。

第3条は、給食の申し込みです。これまでは給食の提供に対する申し込みはとっておりませんでした。これは学校の入学の際の説明会の中で給食の提供と費用徴収の話をしておりますので、これは黙示の契約という形で契約をされておりましたけれども、来年度からは申込書を提出するという形で、様式第1号で学校給食申し込みということに申込書を作成しております。

それで、この中に(1)から(3)までありますが、これについてはどうしても学校給食費を公会計化にすると滞納がふえると一般的に言われておりますので、その未納対策といたしまして、(1)では児童手当については保護者の同意を得れば支給された児童手当から特別徴収、俗にいう天引きすることが可能だということになっておりますので、それらの承諾を得ると。それから(2)就学援助についても、やはり未納分については天引き、特別徴収をします。それから(3)生活保護の部分については、給食費を代理納付することを承諾しますという形で、未納対策の申込書という形にいたしております。様式第2号が職員用になりますが、これは説明を省略します。

次に、第4条。条例第3条第1項で子どもに対して親権を行う者、その他これに準じる者として規則で定める者をいうということに定めておりますので、それを受けて次に掲げる者とす

るという形で（１）と（２）に定めております。

第５条は、給食費の額とでして、これも別表にいたしております。１食当たりの単価です。幼稚園、これはなんごう幼稚園になります。それから、小学校が小牛田地域と南郷地域、中学校も同じく単価が違ってありますが、これについても統一するという形で現在協議をしていますが、現在の額、単価はこのようになっておりますので、別表で定めております。給食費の額については、単価に給食の実施予定日数、そして給食を提供しなかった日の単価に乗じた額を減じた額とするという形で、給食を提供しなかった分を差し引いた額で表にさせていただきます。

第６条は給食費の納入という形で、第５条に規定する予定給食費を11期に分けて、５月から翌年３月まで納入していただくような形になります。

２項では年度の末日が属する納付額は、３月に納入する給食費の中で実績に合わせた形で調整した額を納めてもらうという形になります。

３項については、これは条例第５条になっていますが、第４条第１項の誤りです。これも条ずれを起こしております。これは毎月の納める期日です。毎月の末日としております。12月にあつては25日という形で定めております。

それから４項については、前項に規定する納付期間により難いと認めるときという、特例の場合となります。

それから、第７条については、給食費の調整ということで、次の各号に該当するものについては日割り計算により調整するということで、子どもさんが亡くなった、転出・転入、それから給食を受けない日が５日以上を超えた場合とか、学校行事、それから運営上の問題で提供が困難な場合については、給食費は調整しますということになります。

附則で来年、平成28年４月１日から施行するという形で定めております。

以上、雑ぱくになりましたが、学校給食費の公会計化についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。ただいまの説明に質問などございませんか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません、追加説明です。これから、この条例案、施行規則については、庁議等で当然協議してまいります。基本的なものが変わった場合について、当然教育委員会でまた協議していただくという形になりますが、文言の誤りについては事務局にお任せいただきたいと思います。基本的なものが変わった場合については当然協議していきたいと思いますが、文言の訂正については事務局のほうにお願いしたいと思います。以上

です。

- 委員長（後藤眞琴君） では、質問をお願いします。
- 2番委員（成澤明子君） お願いします。パブリックコメントにいま説明がありました美里町学校給食費条例も添付するわけですか。
- 教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、当然ですね。
- 2番委員（成澤明子君） そうしますと、6月19日からだから、差し迫っていますよね。
- 教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 2週間前までに原稿については提出しなければならぬとなっておりますので、29日の庁議を経て、その後に必要な書類を担当課のほうに提出するという形になっております。
- 2番委員（成澤明子君） では、一ついいでしょうか。法律のことはよくわからないのですが、この学校給食費条例の第2条ですが、学校給食の実施ということで、学校給食はもともと児童生徒、幼稚園の幼児に提供されるということなのですから、「並びにこれらの機関に属する職員（給食を調理する者を含む）」というのがあるのですが、それを同列に扱っていいのかどうかと、ちょっと素人考えで思いました。例えば、「児童生徒及び幼稚園に在園する幼児」として、（並びにこれらの機関に属する職員及び給食を調理する者を含む）などとしてはいけないのかなと思ったところでした。
- 教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 要は、職員の部分については、児童生徒、それから幼児と同列でなく表現をしろということですか。
- 2番委員（成澤明子君） はい。
- 教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） そうですね。一応そのような決め方もあると思うのですが、教育委員会の事務局といたしましては、それぞれ各市町村の学校給食費条例を参考にしながらこの条例を作成いたしておりますので、特にいま成澤委員さんから指摘を受けた部分は確かにあるのですが、このような表現でも大丈夫と考えております。
- 委員長（後藤眞琴君） 職員というのは、先生も入りますね。
- 教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） そうですね。
- 委員長（後藤眞琴君） そうすると、先生は子どもたちと一緒に給食を教室で食べるわけですよね。そうすると、それも結局、教育の一環ですよね。
条例で同じように並べても、教育上の観点からはそれほど問題はないような気はするのです。
ほかに何かご意見、質問等。どうぞ。
- 2番委員（成澤明子君） では、もう一つ。施行規則で、第2条学校給食実施校というところ

に、美里町のなんごう幼稚園と書いてあるのですが、小学校、中学校はここには書かなくてもいいのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） これは美里町立学校の設置に関する条例というのがあるのですが、それについては各小学校全ての6つの小学校の名称、それから中学校3校のそれぞれ名称は記載されておりますので、それでこの条例で足りるということになっております。

ただ、幼稚園については、幼稚園も3園あるのですが、設置に関する条例には記載しております。ただ条例に関する幼稚園にしますと、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園も当然入ってきますので、ここで幼稚園として規則で定めるものに限るという形にしていまして、この規則の中で、条例第2条に規定する規則で定める幼稚園は町立なんごう幼稚園とするということによって定めております。

○2番委員（成澤明子君） ありがとうございます。

では、もう一つ。最後に様式がありまして、学校給食申込書の様式があるのですが、これはこういう形で保護者の方に一々申し込ませるといったことなののでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、そのように考えております。ちょっと確かに厳しいというか、未納者対策の分がありますので保護者から若干抵抗はあるのかなと思っておりますが、この様式で提出していただくかなというように考えておりますが。

○2番委員（成澤明子君） まず、「私が監護する児童」と言うのは保護者等だということだと思えるのですけれども、そういう言葉がまず一般の人にはどうかなと思います。でも、条例、規則でも触れていますからいいのですけれども。

あとは、おいしい給食をこれから申し込もうというより先に、何か物々しいといえますか、払えなかったらこうするのだよというのが先に述べられているのでどうなのかなと。

例えば、そういったことは申込事項を書いた後に、後のほうにつけても、末尾に持ってきてもいいのかなと思いつつながら、ほかではどうなっているのかなと思って見ましたら、例えば本庄市の学校給食申込手続等に関する規則とか、あと富津市などは必要な事項は網羅しているのだけれども、もっと保護者の人が書きやすいような状況になっているから参考になるかなと思えました。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） わかりました。ちょっと、そうですね、この申込書は「私が監護する児童」というちょっとわかりづらい表現になっておりますし、その辺の未納対策の部分の文言がありますので、その辺の記載の仕方もちょうと検討させていただきますので、その辺でご理解をいただきたいと思っております。

○2番委員（成澤明子君） 必要なことは盛り込んで、でもわかりやすくということがいいのかなと思いました。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） わかりました。確かにそうですね。「私が監護する」というのも分かりづらいですね。

○委員長（後藤眞琴君） ほかに何かございますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。済みませんが、今の様式第1号のところでございますけれども、様式第1号学校給食申込書の（2）のところでは、就学援助費を現金支給に切りかえ、支給された「児童手当」からになってはいますが、これは「就学援助費」の間違いでございますので、そのように訂正と。上の文章をコピーしたままになっておりました。これは「就学援助費」ということで認識いただきたいと思います。申しわけございませんでした。

○委員長（後藤眞琴君） ほかに何か。

○2番委員（成澤明子君） 申込書に未納のことが書いてある。ただ、食物アレルギーのことは何も書いておりませんよね。そういうことは触れなくていいのかなと思いました。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それについては、特に条例規則等では当然定めておりませんし、食物アレルギーについては別に把握していますよね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） アレルギーは別の申込用紙でいただいております。これは今年度から栄養士が中心になりまして、食物アレルギーの基準をつくり、就学前の児童保護者の方々に提出をするように、入学前の説明会でお願いしております。

○2番委員（成澤明子君） ではもう十分ですね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ですからこの給食費条例とは別物で申請いただいているということで、ご認識いただきたいと思います。

○委員長（後藤眞琴君） ほかに何かございますか。

それでは、僕のほうから。これは今までも申込書を提出させてはいなかったのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、おりませんでした。

○委員長（後藤眞琴君） これは教育長さんにも聞きたいのですけれども、申込書を出さなかったら、出さない父兄がいたら、給食をその子には出すことはできなくなるのですよね。申込書を出さなかったら。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） あくまで入学時の説明会の中で、給食の提供と費用負担の説明を当然しておりますので、それは黙示の契約という形で契約が自動的に成立してい

るということになります。

○委員長（後藤眞琴君） それは今までの考え方ですよ。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それはそうです。それは法律的な解釈になっておりますので。

○委員長（後藤眞琴君） それで、今度あえてこの申込書を出させるというのは、どういう意味があるのですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 要は、給食費の未納対策です。あくまでこの学校給食費を申し込むということで、自分は給食の提供を受けることを申し込んだと。そのこともあり、また未納が生じた場合の対策という形で、先ほどからお話ししているような児童手当からの天引きという部分を加えた形で申込書を作成いたしております。

○委員長（後藤眞琴君） そうすると、法的には最初に説明したから、暗黙のうちに了解を得ているのだと。それで法的にはもうこれで申し込んであるのだということですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） これは、そうですね。

○委員長（後藤眞琴君） そうすると、申込書を出さない場合でも、この1、2、3にある取り立てはできるんだと。法的にはそれが保障されているわけですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和） いえいえ。あくまで、児童手当からの特別徴収の場合は、保護者の同意を得なければならないということになっておりますので、この申込書で同意を得たという形になります。

○委員長（後藤眞琴君） ですから、それはわかるので、申込書を出さない場合です。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 改めて保護者から同意をもらうという形になります。

○委員長（後藤眞琴君） それでも出さない場合の法的な決まりはあるのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） いいですか、委員長が今話していることは、申込書を出さない児童には、もう給食は提供しないのですねという意味だと思います。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） これを出さない場合、当然そういうことになってきますね。

○委員長（後藤眞琴君） そうすると、学校給食を教育の一環として町が提供しているのですよね。それで、出さない人がいた場合は、出していないからあなたにはあげられませんという意味なのか。それは、給食をその子にだけ出さないのですか。そうすると教育長さん、教育的にはかなり、そういう子どもはいるのでないかという想定のもとで話すと、かなり教育上の問題も出てきますよね。学校に1人でもいたら。僕は一番これを、この条例を見て、あとこの申込

書を見て、提出しない方が多いときは大変だろうなというような感じを受けたのですが。

いなければ何の問題もないですが。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 出すようにお願いするしかないのですが。

○委員長（後藤眞琴君） それは、出せと強制はできませんよね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それはそのとおりです。おっしゃるとおりだと思います。

○2番委員（成澤明子君） アレルギーでお弁当を持ってくるという子どもさんはいますけれどもね、おにぎりとか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） いま現在も、やっぱり給食のアレルギー除去食を提供されてもそれは無理だという方は、最初から給食は要りませんと、自宅から弁当を持っていきますということで相談した上で、給食は食べていないという子どもさんは、いらっしゃいます。

ですから、いま事務局で想定しているのは、そういった方はあると思いますが、給食の提供と納付の約束をさせられるのが嫌だから申し込みをしないということは、想定しておりませんでした。

○委員長（後藤眞琴君） その場合については、お弁当を持ってきてくださいとか、そういう指導は教育委員会としては考えておく必要があると。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それはしなければいけないと思います。それは入学した後でも、申込書がないと「給食の提供はできませんよと、どうするのですか」ということで、保護者の方々とのやりとりは、当然出てくるかと思います。

○委員長（後藤眞琴君） その場合には、お弁当を持ってきてみんなと食べるようにというような指導は、当然考えておかないと。

○教育長（佐々木賢治君） ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（後藤眞琴君） では、休憩いたします。

午後 4時15分 休憩

午後 4時40分 再開

○委員長（後藤眞琴君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

では、学校給食費の公会計化については、事務局が説明した日程にてパブリックコメントの手続を進めます。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、先ほど休憩前に協議していただいておりましたが、様式第

1号学校給食の申込書、それから様式第2号について、いま事務局として大変課題等がありますので、協議は中止していただいて、事務局で再度協議事項として提案させていただきたいのですが、事務局のほうでちょっと説明、補足していいでしょうか。

○委員長（後藤眞琴君） はい、お願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、いま教育長からお話しありましたが、施行規則の様式につきましては、やはり委員皆様方がご指摘したとおり問題があるかと思えます。再度、事務局並びに町長部局の法令担当と詰めた上で、申込書を成案したいと思えますので、今回のパブリックコメントの中には、この様式は出さない方針ということでご認識いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（後藤眞琴君） このことに関して何か御意見は。

○2番委員（成澤明子君） よろしくをお願いします。

○委員長（後藤眞琴君） それでは、そのようによろしくお願いいたします。

協議事項 日程第15 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第15、基礎学力向上・いじめ対策等については、昨年度より継続協議としておりますが、今月協議する事項がありましたら事務局よりお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

それでは、基礎学力向上・いじめ対策等につきましては、今月、5月の定例教育委員会で提案する資料等は特段ございませんので、今回は協議はなしとさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。秘密会の中でも、学校教育力アップに関する話し合いを行いましたので、今月は特段、協議する事項はないことといたします。

協議事項 日程第16 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

○委員長（後藤眞琴君） 続いて、日程第16、美里町学校教育環境整備方針については、これも昨年度からの継続協議ですが、事務局より協議する内容について説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、学校教育環境整備方針についてご説明申し上げます。これにつきましては、ことしになってから委員様方にフリーにいろいろと意見を述べていただいているところでございます。

前回の教育委員会におきましては、事務室内でお話し合いすることも大切であります、先

進地などの視察なども行ったほうがよろしいのではないかというお話をいただいております。その中で、事務局のほうで先日、宮城県内の先進地であります栗原市の教育委員会のほうとコンタクトをとらせていただいた次第でございます。その中で、栗原市の教育委員会から、そういった視察を受け入れることに対しまして前向きな返答をいただいております。

また、栗原市の教育委員会においては、小中一貫校として金成小中学校も運営を実施されているところでございますので、そういった教育委員会事務局の話、あとは小中一貫校をもう既に実施されている学校の視察を兼ね合わせてできるのではないかとということで事務局では考えているところでございます。

その日程については、前回の教育委員会で6月上旬というようなお話もしていたところでございますが、栗原市とも調整したところ、栗原市においても6月は議会がある月でありますので、6月23日までの間はなかなかそういった視察を受け入れることはできないというようなこともいただいております。なお、当町におきましても、先ほど来から言っているとおり6月16日から議会がございまして、その前となりますとなかなかやはり今から日程を調えるのは大変難しいのではないかと考えているところでございます。

そういった中で、きょう協議いただきたいのは、栗原市の教育委員会のほうでの研修を受けること、また金成の小中一貫校の現地視察をするということに対しましての協議。あとは、6月下旬でございます。今、事務局が考えている案としましては、6月25日木曜日などがよろしいのではないかと考えておりますので、その部分の日程の部分の協議などをしていただきたいと考えております。

きょうはもっと時間があれば、この環境整備のフリーな発言などもしていただきたいと思っておりましたが、時間が押しておりますので、きょうのこの環境審議の部分については先進地視察の部分だけにとどめさせていただきたいと考えておりますが、委員長いかがでしょうか。

○委員長（後藤眞琴君） 僕も自由に、フリートーキングでいっぱいお話ししたかったですけれども、さっき公会計化で議事の進行のまずさもあって、やはりそのほうの時間にとられてしまいましたので、今日はそういうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（後藤眞琴君） ではそのように進めます。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、いま再編ビジョン案について、持っていき方です。大まかな方向づけをそろそろ示していかないと、目標は12月まで、12月を目途としておりますので、大きな考え方だけといいますか、委員さんにお知らせ的にお話しさせていただきたいのですが。

事務局からいいでしょうか。

○委員長（後藤眞琴君） そのことについて、この先進地視察でいま寒河江さんからお話があったそれを決めた上で、その後に教育長さんからお話したことについて、みんなでちょっとお話ししたらどうでしょうか。

○教育長（佐々木賢治君） 視察の件の話をしてからですね、失礼しました。わかりました。

○委員長（後藤眞琴君） では、そういうふうに議事を進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それで今、事務局のほうから6月25日がいいのではと提案ですが、ご都合の悪い方、どなたかいらっしゃいますか。午前、午後ですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 突然6月25日と言ってしまって申しわけございませんでしたが、栗原市と調整させてもらったときに、先ほど言ったとおり6月23日までは定例議会がございますので受け入れできないと。それで、先月の教育委員会の中で委員長の日程を聞いておりました。6月26日から学会の会議で出張がございますので町内にいらっしゃらないという話を聞いておりましたので、おのずと期日が6月24、25日の2日間かなと思って事務局のほうでは栗原市と詰めた次第でございます。その中で栗原市のほうから、24日は金成小中学校で水泳大会があるので、できれば25日にしていただきたいというお話があったものでしたので、先ほどピンポイントで25日という話をさせていただいた次第です。

なお、委員長から先ほどあった午前、午後かの話は、本日の議事の最後にある6月定例教育委員会とも関連してくるかと思ひます。前には定例教育委員会を開催した日に視察などできてもいいのかなというお話し合いもありましたし、別にしてもいいのかなということもありました。この場で申し上げさせていただきますと、6月定例議会、あとは委員長の都合などを考えると、定例会を開催する日と、視察する日を同日にしたほうが委員皆様方のご都合も合わせやすいのかなと考えたところでございます。

そういった中で、栗原市金成になりますと、車で大体1時間弱と考えると、午前中に定例の教育委員会を開催させていただいて、お昼休憩を挟んで午後1時過ぎまでに金成の教育委員会事務局に入ると。それで、午後5時ぐらいをめどに栗原市を立てば、美里町には午後6時ぐらいまでに帰ってこられるのかなと考えているところでございます。ですので、視察研修につきましては、午後1時過ぎから午後5時ぐらいまでというのが、今事務局が考えている案でございます。

○委員長（後藤眞琴君） その案について、いかがでしょうか。何か都合が悪い方は。

- 2番委員（成澤明子君） 大丈夫です。
- 委員長（後藤眞琴君） 留守委員さんは。
- 3番委員（留守広行君） はい、今のところは大丈夫です。
- 4番委員（千葉菜穂美君） 大丈夫です。
- 委員長（後藤眞琴君） 僕の都合で25日になって、本当に申しわけありませんけれども、それでは25日の定例会は何時からになりますか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 定例会は、そうしますと午前9時ぐらいからの開催にさせていただくとありがたいです。場所については、これから予約しますが小牛田地域の中央コミュニティなどを押さえておきたいと考えております。
- 委員長（後藤眞琴君） それでは、25日午後からいま話したとおりということで、そういうふうにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- それから、この環境整備協議の日程等について説明いただいて、そのためには今日はこういうことについて議論したほうがいと事務局で考えておりましたら、よろしくお願いいたします。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） わかりました。それでは今、日程と視察場所を協議いただきました。大変ありがとうございます。
- それで、きょうすぐに決めなくてもよろしいのですけれども、その視察をする際に、やはり事前に視察先のほうにこういったことを聞きたいのだということをお伝えしたいと思います。ですので、来週中ぐらいまでに各委員様方のほうから、こういったことはぜひとも聞きたいのだということがありましたら、事務局のほうに電話でも結構でございます。連絡いただければ、そういった事項を栗原の事務局のほうに事前にお伝えしたいと思っておりますので、その点ご協力いただきたいということでよろしいでしょうか。
- 委員長（後藤眞琴君） 何日までですか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 来週までは大丈夫ですので、6月5日ぐらいまでで結構です。
- 委員長（後藤眞琴君） 5日までですね。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい。ぜひとも聞きたいなというような質問事項がありましたら、事務局のほうに電話で結構でございます。
- 委員長（後藤眞琴君） それでは、そういうふうにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それで、引き続き再編ビジョンの関係でございます。

以前から教育委員会の場でも各委員さん方にことしの12月を一つの目途としまして、学校再編ビジョンを策定したいとお話ししております。その再編ビジョンは当然住民の方にお示しするものですが、その前に町との協議、先日行わせていただきました総合教育会議の場での再協議なども必要になってくるのかなと事務局では考えているところでございます。

また、前のスケジュールの中で住民の説明会、懇談会を行うというようなお話をさせていただいておりましたが、現状からいいますと8月のお盆明け、下旬ぐらいになるのではないかと事務局のほうでは考えているところでございます。その中で事務局では、住民の方に単なる再編、「どうしましょうか」と風呂敷を広げるよりは、教育委員会ではこういったプランを持っておりますと。そのプランが1つになるのか、また複数のプランになるのか、はっきりわかりませんが、それをお示ししなければならないかと考えております。ですから、その部分を今回の視察研修を踏まえた上で決めていくためには、定例会だけでは済まないのではないかとこのことを委員長、教育長とこれまでの打ち合わせの中で話してきたところでございます。

ですので、6月25日に先進地視察を行わせていただいた後、7月、8月には臨時会などを開催しながら、教育委員会で住民の方にお示しすべき素案というかプランをきちんと固めていかなければならない時期にもう来ているのかなと思っております。

ただ、教育委員会がお示しするプランなのですが、あくまでも子どもたちのためにという大前提は、これは誰がどう言おうと崩せないことだと思うのです。

ですから、子どもたちがよりよい環境で学べるために学校の再編を教育委員会は考えているのだといった大前提で取り組むと、委員長、教育長とも話しております。

ですので、この段階におきまして、再編しなくてもいいのではないかとということではなく、子どもたちがよりよい環境で学べるためには再編もあり得る、再編しなければならないのだという教育委員会の意思を、ここ1、2か月で示して行けたらよろしいのかなと考えているところでございます。

どうしても子どものためと考えると、ソフト面の部分の充実を考えるのですが、ただ教育委員会としましては、施設、ハード面のことも考えなければいけません。ですので、その施設が、古くなった、改修しなければいけませんということも、当然調整して、つまり両輪のように考えなくてはなりません。

それで、組み立てた案の中で環境整備方針をつくっていきたいと考えておりますので、少し言葉足らずというか説明になっていないかもしれませんが、そういった認識で事務局が

今いるところでございますので、委員様方のほうからも、ざっくばらんなお話も必要なのですが、けれども、そういった大前提のもとで今後視察なり協議を進めていただきたいと思いますと考えているところでございます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。何かご意見は。

それでは、最初に僕が言って申しわけないのですがけれども。

僕は、視察後に教育委員会としての態度、再編するのか再編しないのかというのをきちんと決めて、再編しない場合はその理由。それから、再編する場合にはどういう再編の仕方があり得るのかということ、この住民説明会、さっき8月のお盆が過ぎたらと言っておりました。

ですから、視察後に定例会、臨時会を開いて、きちんと教育委員会の態度を決めていくということをみんなで、教育委員会の中で話していきたいと。

それで、環境審議会の答申は、あれは5年のスパンだったのですよね。ですから、その5年でいいのかも、あるいは10年で考える場合、15年で考えたらやはり再編しないで済むのかとか、済まないのか、やっぱり再編すべきだとか。そういうことで、とにかく住民説明会までには教育委員会のきちんとした態度を決めて、それに対する理由付けをきちんと教育委員会ですて、それで住民説明会に臨むと。そういうふうに僕としてはしなければならぬのではないかと、そういうふうに考えておるのですけれども、あとちょっと皆さんの意見をお聞きしたいのですけれども。よろしくお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、よろしいでしょうか。今の委員長の発言に対してなのですが、再編するかしないかの議論ではなくて、再編のビジョンですよね。再編する方向で、同じベクトルで協議しなくてはいけないのではないかなと。住民説明会で、再編したらいいでしょうか、再編しないほうがいいでしょうかという示し方ではなくて、再編する方向で教育委員会では今こういう考え方で進んでいますと、これについて意見をいただきたいという流れだと思うのです。そこをちょっと確認させていただきたいなど。

○委員長（後藤眞琴君） 十分わかるのですけれども、きょうはそこまではいかないで、この栗原市のものを見て、それでその後、教育委員会で再編すべきなのか、再編しなくても済むものなのか、ちょっとそこから出発して、それで再編すべきだというふうになったら、手続はやっぱり必要だなと思いますけれども。

その辺のところ、委員さんいかがでしょうか。もうここで再編するのだということで決めてしまっていていいかどうかと。皆さん、どうですか。

○2番委員（成澤明子君） 本当に、美里に限らずあちこちでも再編が進んでいますよね。それ

で、それがここ1、2年でやるというのではなくて、長いことかかって、5年なり10年なりかかってそこにたどりついているということなのだけれども、アンケートを読ませてもらうと保護者の皆さんは何か現状を変えるということに、再編していくという新たな一歩を踏み出すということに、余りそういうことが感じられないというのがあります。

だから、A案なりB案なり、あると思いますけれども、もう一つ、現状のままというのはいけないのでしょうかね。

○委員長（後藤眞琴君） その辺のところかね。

○2番委員（成澤明子君） ええ。選択肢といいますか、住民の皆さんが話をしていく上で、教育委員会としてはこのように考えていると。

○委員長（後藤眞琴君） 僕は、あのアンケートをして、いろいろな意見がありますよね。現状でいいとか、また変えたほうがいいのか。そういうものを参考にしながら、それから少子化の問題を考えて、それから今の建物、先ほど出たように、もう今修理するということは建物全体を考えないとできないのだという状況がありますよね。そういうことを踏まえたら、僕としては、例えば15年スパンで見たら再編はせざるを得ないのでないかという感じはすごく強いですよね。

ですけれども、教育委員会としてはどうなのかということ、そこをきちんと決めた上で、やっぱりそのためには委員の皆さんから率直な意見を出していただければと。教育長さんが心配して、そんなにのんびりやっている時間はないのだと。ですから、その辺のところをご意見としてお聞かせしていただければというふうに考えています。

○4番委員（千葉菜穂美君） やっぱり初めての住民懇談会なので、私も選択肢を3つぐらい挙げて、そこでこういう考えがありますというのをまず1回目で提示すると。

あとアンケートの結果というのは皆さんに連絡してあるのですでしたか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） まだ行っていません。

○4番委員（千葉菜穂美君） まだですよ。結構、そういう結果はどうだったのかなと考えていらっしゃる保護者の方もいるのではないかなと思うのですけれども、やっぱりその結果と、その3パターンで今考えていますというような報告をしながら、住民の方の意見をいただくというのも、そこから始まったほうがいいのではないかなと思います。

○委員長（後藤眞琴君） 例えばその3パターン。現状維持のパターンも一つ入れると。

○4番委員（千葉菜穂美君） はい、やっぱりアンケートを見ますと、成澤委員さんが言われたように今のままでいいという方が大半。何度も読み返してみたらそういう方が多かったので、保

護者の方の意識はまだ再編というのがないのでないかなと思います。もう少し意識を高めるためには、話し合いを多く持ったほうがいいのでないかなとは思っています。

○教育長（佐々木賢治君） 先ほど寒河江補佐が申し上げましたが、いわゆる子どもたちのために、子どもたちのためにどうしたらいいのかと。それもすぐ目の前のことではなくて、少子化ということは間違いなく来ますので、その視点でやはり議論しなくてはいけないし、してほしいし、それから今回のアンケートはあくまでも保護者の意識調査的なものだとは私と思っています。

1回で終わりではなくて、保護者に学校再編のことをこれまで1回も言ったことはありませんし、いわゆる環境審議会の答申を受けて、こういう答申を受けたのだけれどもどう思われますかという調査ですよ。ですから、これからやはり、現状はこういう状況なのですよということをいろいろな場面で保護者にも説明しながら具体化していかなくてはいけないと思うのです。

ですから、子どもたちのためにどうあったらいいのかと。現状のままであれば、何もこんなに議論する必要はないと思います、私は。

やはり少子化という波が押し寄せてくるし、国の動き、周りの動きもあります。教育委員会として子どもたちのためにどうしたらいいのかという、その視点ですね。そこだけ押さえていただいて、今日は余り深い議論はできないと思いますが、その方向付けだけはお願いしたいなと思います。

○委員長（後藤眞琴君） 留守委員さん。

○3番委員（留守広行君） 時間のかかることだと。丁寧にしなければならないという点もあるかと思いますが、でもやっぱり目の前に迫っている現実というものもあるのでないかなと思いますので、本当は現状のままが、それは皆さんいいとは思うのですけれども、でもちょっと個人的にはもう耐えられないところも出てくるのでないかと。

人数的にはまだでしょうけれども、やっぱり少ないところで校舎が傷んでいるというところだと、やっぱり力が入らないのでないのかな、建て直すという気にならないのでないのかなというところもあるので、そういう絡みもあると思います。やっぱり少し明確に案を持って住民懇談会なりに臨んだほうがいいのでないのかなと私は思っております。

○委員長（後藤眞琴君） それで、案をつくる時に、教育委員会の態度をきちんと決めた上でないと案ができないのでないかなと思います。現状維持だったら現状維持でやるというその案を示す。それから、こういう案があります、こういう案もありますという形で、まず住民の意見を聞きましょうというやり方も。それから、もう一つは教育委員会できちんとした態度を決め

て、再編するのだと。その再編する理由は、こういう建物があるのだと。それから、少子化も5年後、10年後、15年後はこういうふうになっていますと。それで、僕は子どもたちのためにというのは大人の考え方だから、その言葉は嫌いなので、子どもの立場に立とうと教育委員会がして、それで自分たちとしてはこういう子どもの立場に立っているのですということを示しながら、再編するのだと。

僕は再編せざるを得ないだろうと思っておりますので、その再編の案を提示する仕方もあるのでないかなと。それを僕は、第2段階でそれはすべきだと。第1段階はまず丁寧に、こういう考え方があります、再編の場合にはこういうことを考えてあります、現状維持もありますという形で始めるのかどうかと。

そういうこともその視察をして、これは早急に教育委員会の態度を決めなければならない時期に来ているのではないかと。ちょっと休憩してよろしいですか。

午後 5時13分 休憩

午後 5時20分 再開

○委員長（後藤眞琴君） 引き続き会議を再開します。

それでは、本件は継続協議事項ですので、来月以降も協議を深めていきたいと思えます。

以上で、協議事項は終了します。

その他 日程第17 遠田郡中学校総合体育大会の出席者について

○委員長（後藤眞琴君） 続きまして、その他になります。日程第17、遠田郡中学校総合体育大会の出席者について説明お願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、きょうお配りした最後の資料になります。表面が平成27年度遠田郡中体連各大会期日となっているもので、裏面のほうに第67回遠田郡体育大会開会式祝辞についてとなっております。

これについては、先月の教育委員会の中で、6月6日に中体連が行われますということはお話しさせていただいておりました。

それで、6月6日土曜日でございますが、先ほど行事予定の中で教育長からお話があったとおり町民懇談会が南郷の練牛地区を会場として行われます。その町民懇談会には町長、副町長、教育長も参加することになっておりまして、その祝辞をお願いされている5会場のうち、町長副町長は練牛地区に近い会場である南郷体育館と南郷中学校体育館のほうに出向かせてほしい

ということで、秘書室のほうから教育委員会事務局のほうに相談がありました。

ですので、6月6日の中体連の開会式に出席していただきたいのは、トレーニングセンター、あとは牛飼テニスコート、あとは小牛田中学校のグラウンドの3件でございます。ですから、3名の委員さんの方々にその出席をお願いしたいと考えておりますが、済みません、事務局の案で申し上げさせていただきます。小牛田地域の委員長、教育長、あとは千葉委員にご協力いただけたらというのが事務局の考えでございますので、その点、相談よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（後藤眞琴君） 希望は出していいのですか、何を見たいと。

○4番委員（千葉菜穂美君） では、済みません。私は子どもの試合を見に行きたいのですけれども。

○委員長（後藤眞琴君） どれですか。

○4番委員（千葉菜穂美君） 剣道なのでここにはないのです。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） いま教育長のほうから、教育次長というようなお話もあったのですけれども。

○4番委員（千葉菜穂美君） 済みません、よろしくお願ひします。

○委員長（後藤眞琴君） 僕はサッカーが好きなので、サッカーのほうに。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません、私も10時までに練牛に来なくてはいけないのです。それで、早い時間帯のテニスで挨拶をして、住民懇談会に出席すると。

○委員長（後藤眞琴君） 祝辞はいらぬですか。

○教育長（佐々木賢治君） 次長さんで、決まりですね。開会式の祝辞だけでよろしいです。ずっといなくていいのですよ。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 祝辞の案は用意してあります。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 祝辞があるのですか。

○教育長（佐々木賢治君） 祝辞はあります。新人戦はありません。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） そうですか。では私はバレーボールということになりますね。

○教育長（佐々木賢治君） 悪いけれども、私はソフトテニスに出席してその後、練牛に行きたいと思ひます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） では確認しますが、バレーボールが渋谷次長、ソフトテニスが教育長、サッカーが委員長でよろしいでしょうか。

(「お願いします」の声あり)

○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) では、委員長は私が乗せていきます。私はサッカーを少し見て、あとバレーボールのほうに行きます。

○委員長(後藤眞琴君) では、よろしくお願いします。

○4番委員(千葉菜穂美君) 済みません、よろしくお願いします。

○委員長(後藤眞琴君) ありがとうございます。では、そういうふうにしたいと思います。

僕のほうから、その他を一つお願いしたいのですけれども。

特別支援教育支援員についての要綱がないのですが、支援員を雇っている状態です。それで、住民の方からこのことについて質問がありまして、教育長さんと相談いたしまして、仮称ですけれども「特別支援教育推進事業実施要綱」、そういうものを早急につくりまして、それで来年度からはこれに基づいて支援員を雇うということにしたいと。

それから、もう一つ。学力向上支援員の要綱もない状態で学力向上支援員を配置している。この要綱も早急につくりまして、来年度からこれに基づいてやっていきたいと思うのですけれども、こういうふうにしてよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」の声あり)

では、そういうふうにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

その他 日程第18 平成27年6月教育委員会定例会の開催日について

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) では、委員長、最後によろしいでしょうか。

先ほど協議事項の中で次回の教育委員会の件もお話しいただいておりました。確認ということで、最後に次回の教育委員会の期日をもう一度お話しさせていただきたいと思います。

6月25日木曜日、午前9時からの定例教育委員会をお願いしたいと考えております。なお、場所につきましては、場所は未定でございますが、本庁舎周辺の施設になるということでお考えいただきたいと思っております。その定例教育委員会が終わりましたら、栗原市のほうに向かわせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長(後藤眞琴君) では、そういうふうになりたいと思います。よろしくお願いします。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) よろしくお願いします。

○委員長(後藤眞琴君) 以上で、本日の議事は全て終了しましたが、そのほかに何かございませんか。

(「ありません」の声あり)

では、なければこれで平成27年5月教育委員会定例会を閉会します。

長い時間、審議や協議に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

午後 5時30分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年6月25日

署 名 委 員

署 名 委 員